

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

相模原市長 本村 賢太郎

#### 相模原市条例第74号

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年相模原市条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人相模原こもれびの項及び特定非営利活動法人竹の子作業所の項中「平成31年1月1日から令和5年12月31日まで」を「令和6年1月1日から令和10年12月31日まで」に改め、同表特定非営利活動法人子ども・宇宙・未来の会の項中「平成30年1月1日から令和5年12月31日まで」を「令和6年1月1日から令和10年12月31日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に特定非営利活動法人相模原こもれび、特定非営利活動法人竹の子作業所及び特定非営利活動法人子ども・宇宙・未来の会に対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)第13条の2第2項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人相模原こもれびの項、特定非営利活動法人竹の子作業所の項及び特定非営利活動法人子ども・宇宙・未来の会の項の規定は、なおその効力を有する。